

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の罰則等に係る経過措置に関する条例	法務・コンプライアンス 課	令和 7 年 3 月 2 1 日
条例第 2 号	さいたま市土地区画整理事業における不適正事務処理に関する第三者委員会条例	法務・コンプライアンス 課	令和 7 年 3 月 2 1 日
条例第 3 号	さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例	人 事 課	令和 7 年 3 月 2 1 日
条例第 4 号	さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	人 事 課	令和 7 年 3 月 2 1 日
条例第 5 号	さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例	職 員 課	令和 7 年 3 月 2 1 日
条例第 6 号	さいたま市都市計画関係事務手数料条例の一部を改正する条例	都 市 計 画 課	令和 7 年 3 月 2 1 日
条例第 7 号	さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	建 築 総 務 課	令和 7 年 3 月 2 1 日
条例第 8 号	さいたま市合併振興基金条例を廃止する条例	都 市 経 営 戦 略 部	令和 7 年 3 月 2 1 日
条例第 9 号	さいたま市文化財保存活用基金条例	文 化 財 保 護 課	令和 7 年 3 月 2 1 日
条例第 1 0 号	さいたま市ゼロカーボン・生物多様性基金条例	環 境 総 務 課	令和 7 年 3 月 2 1 日
条例第 1 1 号	さいたま市一般廃棄物処理施設整備基金条例を廃止する条例	環 境 施 設 管 理 課	令和 7 年 3 月 2 1 日
条例第 1 2 号	さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	教 職 員 人 事 課	令和 7 年 3 月 2 1 日
条例第 1 3 号	さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例	教 職 員 給 与 課	令和 7 年 3 月 2 1 日
条例第 1 4 号	さいたま市立学校設置条例等の一部を改正する条例	学 事 課	令和 7 年 3 月 2 1 日
条例第 1 5 号	さいたま市立浦和大里小学校プール使用料条例	学 校 施 設 管 理 課	令和 7 年 3 月 2 1 日
条例第 1 6 号	さいたま市民生委員定数条例の一部を改正する条例	福 祉 総 務 課	令和 7 年 3 月 2 1 日
条例第 1 7 号	さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	生 活 福 祉 課	令和 7 年 3 月 2 1 日
条例第 1 8 号	さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例等の一部を改正する条例	生 活 福 祉 課	令和 7 年 3 月 2 1 日

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第19号	さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例	総 務 課 (ひ ま わ り 学 園)	令和7年3月21日
条例第20号	さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	子 ども 家 庭 支 援 課	令和7年3月21日
条例第21号	さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及びさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	のびのび安心子育て課	令和7年3月21日
条例第22号	さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	放 課 後 児 童 課	令和7年3月21日
条例第23号	さいたま市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例	幼 児 政 策 課	令和7年3月21日
条例第24号	さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国 保 年 金 課	令和7年3月21日
条例第25号	さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国 保 年 金 課	令和7年3月21日
条例第26号	さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例を廃止する条例	産 業 廃 棄 物 指 導 課	令和7年3月21日
条例第27号	さいたま市生活環境の保全に関する条例等の一部を改正する条例	環 境 対 策 課	令和7年3月21日
条例第28号	さいたま市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	人権政策・男女共同参画課	令和7年3月21日
条例第29号	さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例	都 市 計 画 課	令和7年3月21日
条例第30号	さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例	都 市 公 園 課	令和7年3月21日
条例第31号	さいたま市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	下 水 道 計 画 課	令和7年3月21日
条例第32号	さいたま市消防団条例の一部を改正する条例	消 防 団 活 躍 推 進 室	令和7年3月21日
条例第33号	さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消 防 団 活 躍 推 進 室	令和7年3月21日
条例第34号	さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	消 防 団 活 躍 推 進 室	令和7年3月21日
条例第35号	さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	議 員 提 案	令和7年3月21日
条例第36号	さいたま市市税条例の一部を改正する条例	税 制 課	令和7年3月31日
条例第37号	さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国 保 年 金 課	令和7年3月31日

さいたま市条例第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の罰則等に係る経過措置に
関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行に伴う関係条例の罰則等の適用に係る経過措置を定めるものとする。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 2 条 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この条において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下この条において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この条において同じ。）、旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この条において同じ。）又は旧刑法第 1 6 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第 3 条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

さいたま市条例第2号

さいたま市土地区画整理事業における不適正事務処理に関する第三者委員会条例

(設置)

第1条 令和6年度に発覚した土地区画整理事業における土地の売却に係る不適正な事務処理（次条において「不適正な事務処理」という。）について、市の内部調査の結果及び再発防止策の客観的かつ公正な検証等を行うため、さいたま市土地区画整理事業における不適正事務処理に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 不適正な事務処理を受けて実施した市の内部調査による結果の検証
- (2) 市が定めた再発防止策の検証
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の事務を終える日までの間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議

を公開しないことができる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市条例第3号

さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する
条例

(さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成13年さいたま市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(失職の特例) 第5条 任命権者は、 <u>拘禁刑</u> に処せられその刑の執行を猶予された職員については、その罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要があると認めたときは、その職を失わないものとすることができる。 2 [略]	(失職の特例) 第5条 任命権者は、 <u>禁錮以上の刑</u> に処せられその刑の執行を猶予された職員については、その罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要があると認めたときは、その職を失わないものとすることができる。 2 [略]

(さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第7条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、	第7条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、

その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定しないことにより期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの	その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定しないことにより期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの
--	---

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの	第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第29条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 〔略〕 2 〔略〕 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 〔略〕 4～6 〔略〕	(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第29条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 〔略〕 2 〔略〕 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 〔略〕 4～6 〔略〕
---	--

（さいたま市職員退職手当条例の一部改正）

第4条 さいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(退職手当の支払の差止め) 第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) [略] 2～4 [略] 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) [略] (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) [略] 6～10 [略]	(退職手当の支払の差止め) 第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) [略] 2～4 [略] 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) [略] (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) [略] 6～10 [略]
(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する事情及	(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する事情及

び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

（退職をした者の退職手当の返納）

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第23条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第23条 [略]

2・3 [略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）

び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

（退職をした者の退職手当の返納）

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第23条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第23条 [略]

2・3 [略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）

除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。 5～8　〔略〕	)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。 5～8　〔略〕
---	--

(さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部改正)

第5条　さいたま市食肉中央卸売市場業務規程（平成13年さいたま市条例第237号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(許可の基準) 第6条の4　市長は、第6条の2の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。 (1)・(2)　〔略〕 (3) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 ア　〔略〕 イ　<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの ウ　〔略〕 (4)～(6)　〔略〕 (せり人の登録) 第15条　〔略〕 2～4　〔略〕 5　市長は、第1項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。 (1)　〔略〕 (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けること	(許可の基準) 第6条の4　市長は、第6条の2の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。 (1)・(2)　〔略〕 (3) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 ア　〔略〕 イ　<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの ウ　〔略〕 (4)～(6)　〔略〕 (せり人の登録) 第15条　〔略〕 2～4　〔略〕 5　市長は、第1項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。 (1)　〔略〕 (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが

がなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3)～(5) [略] 6・7 [略] (許可の基準) 第26条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。 (1) [略] (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3)・(4) [略] 2 [略]	がなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3)～(5) [略] 6・7 [略] (許可の基準) 第26条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。 (1) [略] (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3)・(4) [略] 2 [略]
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。以下同じ。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後のさいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第7条（第4号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(さいたま市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後のさいたま市職員退職手当条例第19条第1項及

び第5項、第20条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第23条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

さいたま市条例第4号

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさいたま市職員の 育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条　さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第9条　[略] 2　任命権者は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を <u>講じることが著しく困難であるときを除き</u> 、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3　[略] 4　前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> （民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第9条　[略] 2　任命権者は、 <u>3歳に満たない子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を <u>講ずることが著しく困難であるときを除き</u> 、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3　[略] 4　前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> （民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者

で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、<u>及び前２項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u>	で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、<u>第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u>
---	--

（さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条　さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成１３年さいたま市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１）改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （２）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （３）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（部分休業の承認） 第１９条　〔略〕 ２　〔略〕 ３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が規則で定める育児を事由とする特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）<u>第６１条の２第２０項</u>の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該範囲内で、かつ、２時間から当該特別休暇又は当	（部分休業の承認） 第１９条　〔略〕 ２　〔略〕 ３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が規則で定める育児を事由とする特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）<u>第６１条第３２項</u>において読み替えて準用する同条第２９項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該範囲内で、

該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

かつ、2 時間から当該特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市条例第5号

さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例

さいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(失業者の退職手当) 第16条 [略] 2～10 [略] 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) [略] (4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)・(6) [略] 12・13 [略] 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、 <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>	(失業者の退職手当) 第16条 [略] 2～10 [略] 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) [略] (4) <u>職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)・(6) [略] 12・13 [略] 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、 <u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> <u>(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u> <u>(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当</u>

15～17 [略]

附 則

1～6 [略]

7 新市設置の日以後にさいたま市の職員となった者（継続適用職員を除く。）で、昭和60年3月31日に日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社（同法第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

8～12 [略]

13 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間

当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 [略]

附 則

1～6 [略]

7 新市設置の日以後にさいたま市の職員となった者（継続適用職員を除く。）で、昭和60年3月31日に日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社の職員として在職していたものが、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社の職員として在職していたものが、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

8～12 [略]

13 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続

の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。 1 4 旧機関の職員が、第 1 1 条第 5 項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（<u>国立大学法人法第 3 5 条の 2</u>において準用する独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 5 0 条の 1 0 第 2 項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。 1 5 [略] 1 6 <u>令和 9 年 3 月 3 1 日</u>以前に退職した職員に対する第 1 6 条第 1 0 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table> 1 7 ～ 2 5 [略]	[略]	期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。 1 4 旧機関の職員が、第 1 1 条第 5 項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（<u>国立大学法人法第 3 5 条</u>において準用する独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 5 0 条の 1 0 第 2 項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。 1 5 [略] 1 6 <u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u>以前に退職した職員に対する第 1 6 条第 1 0 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table> 1 7 ～ 2 5 [略]	[略]
[略]			
[略]			

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 項、第 1 3 項及び第 1 4 項の改正は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後のさいたま市職員退職手当条例第 1 6 条第 1 1 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 1 5 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職したさいたま市職員退職手当条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

さいたま市条例第6号

さいたま市都市計画関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市都市計画関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～9 [略]		1～9 [略]	
10 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）第12条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査			
(1) 盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき 16,000円		
(2) 盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 28,000円		
(3) 盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 40,000円		
(4) 盛土又は切土をする土地の面積が	1件につき 58,000円		

2, 0 0 0平方メートルを超え3, 0 0 0平方メートル以内のもの		
(5) 盛土又は切土をする土地の面積が3, 0 0 0平方メートルを超え5, 0 0 0平方メートル以内のもの	1 件につき 7 3, 0 0 0 円	
(6) 盛土又は切土をする土地の面積が5, 0 0 0平方メートルを超え1ヘクタール以内のもの	1 件につき 9 8, 0 0 0 円	
(7) 盛土又は切土をする土地の面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの	1 件につき 1 5 1, 0 0 0 円	
(8) 盛土又は切土をする土地の面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの	1 件につき 2 3 3, 0 0 0 円	
(9) 盛土又は切土をする土地の面積が4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの	1 件につき 3 6 8, 0 0 0 円	
(10) 盛土又は切土をする土地の面積が7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの	1 件につき 5 2 6, 0 0 0 円	
(11) 盛土又は切土をする土地の面積が10ヘクタールを超えるもの	1 件につき 6 8 4, 0 0 0 円	
1 1 盛土規制法第16条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が684, 000円を超えるときは、その手数料の額は、684, 000円とする。	
(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する	盛土又は切土をする土地の面積（次号	

工事の設計の変更 (次号のみに該当 する場合を除く。)	に規定する変更を伴 う場合にあつては変 更前の盛土又は切土 をする土地の面積、 盛土又は切土をする 土地の面積の縮小を 伴う場合にあつては 縮小後の盛土又は切 土をする土地の面積) に応じ前項に規定 する額に10分の1 を乗じて得た額
(2) 新たな土地の盛 土又は切土をする 土地への編入に係 る宅地造成又は特 定盛土等に関する 工事の設計の変更	新たに編入される 盛土又は切土をする 土地の面積に応じ前 項に規定する額
(3) その他の変更	11,000円
12 盛土規制法第1 2条第1項の規定に よる土石の堆積に関 する工事の許可の申 請に対する審査	
(1) 土石の堆積を行 う土地の面積が5 00平方メートル 以内のもの	1件につき 12, 000円
(2) 土石の堆積を行 う土地の面積が5 00平方メートル を超え1,000 平方メートル以内 のもの	1件につき 15, 000円
(3) 土石の堆積を行 う土地の面積が1 ,000平方メー トルを超え2,0 00平方メートル 以内のもの	1件につき 18, 000円
(4) 土石の堆積を行 う土地の面積が2 ,000平方メー トルを超え3,0 00平方メートル 以内のもの	1件につき 22, 000円
(5) 土石の堆積を行 う土地の面積が3 ,000平方メー トルを超え5,0	1件につき 32, 000円

00平方メートル以内のもの (6) 土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え1ヘクタール以内のもの (7) 土石の堆積を行う土地の面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの (8) 土石の堆積を行う土地の面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの (9) 土石の堆積を行う土地の面積が4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの (10) 土石の堆積を行う土地の面積が7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの (11) 土石の堆積を行う土地の面積が10ヘクタールを超えるもの	1件につき 35,000円 1件につき 42,000円 1件につき 57,000円 1件につき 77,000円 1件につき 113,000円 1件につき 136,000円
13 盛土規制法第16条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査 (1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（次号のみに該当する場合を除く。）	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が136,000円を超えるときは、その手数料の額は、136,000円とする。 土石の堆積を行う土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ

(2) 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更 (3) その他の変更	前項に規定する額に 10分の1を乗じて 得た額 新たに編入される 土石の堆積を行う土 地の面積に応じ前項 に規定する額 11,000円
14 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定による書面の交付 (1) 盛土規制法第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可を受けたことを証する書面の交付 (2) 盛土規制法第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可を受ける必要がないことを証する書面の交付	1件につき 3,000円 1件につき 7,000円

附 則

この条例は、令和7年5月26日から施行する。

さいたま市条例第7号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 法第6条第1項又は第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（次項及び第2項の2に規定するものを除く。）		1 法第6条第1項又は第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（次項に規定するものを除く。）	
(1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき <u>8,000円</u>	(1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき <u>7,000円</u>
(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき <u>20,000円</u>	(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき <u>14,000円</u>
(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき <u>34,000円</u>	(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき <u>24,000円</u>
(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以下のもの	1件につき <u>36,000円</u>	(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以下のもの	1件につき <u>31,000円</u>
(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以下のもの	1件につき <u>39,000円</u>		
(6) [略]	[略]	(5) [略]	[略]
(7) [略]	[略]	(6) [略]	[略]

(8) [略] (9) [略] (10) [略]	[略] [略] [略]	(7) [略] (8) [略] (9) [略]	[略] [略] [略]
2 法第6条第1項又は第18条第2項の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（当該確認申請等に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限り、次項に規定するものを除く。） (1) 昇降機を含む建築物を建築するもの（次号から第4号までに規定するものを除く。） (2) 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を<u>建築するもの</u> (3) 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築するもの	前項に規定する確認の申請又は計画の通知に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に、昇降機1基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）を加算した額 前項に規定する確認の申請又は計画の通知に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に、計画の変更をする昇降機1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）を加算した額 前項に規定する確認の申請又は計画の通知に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料	2 法第6条第1項又は第18条第2項の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（当該確認申請等に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに<u>限る</u>。） (1) 昇降機を含む建築物を建築するもの（次号から第4号までに規定するものを除く。） (2) 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を<u>建設するもの</u> (3) 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築するもの	第1項に規定する確認の申請若しくは計画の通知に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額又は前項に規定する手数料の額に、昇降機1基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）を加算した額 第1項に規定する確認の申請若しくは計画の通知に係る手数料の額又は前項に規定する手数料の額に、計画の変更をする昇降機1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）を加算した額 第1項に規定する確認の申請若しくは計画の通知に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手

	の額と同一の額		数料の額又は前 項に規定する手 数料の額と同一 の額
(4) [略]	[略]	(4) [略]	[略]
2の2 法第6条第1項又は第18条第2項の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（当該確認申請等に係る計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく場合に限る。ただし、建築物省エネ法第11条第6項及び第12条第7項に規定する適合判定通知書の交付その他の認定等を受けた場合を除く。） (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合するもの ア 一戸建ての住宅 (7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (4) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 (7) 床面積の合計が	第1項に規定する確認の申請若しくは計画の通知に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額又は前項に規定する手数料の額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算して得た金額 一の建築物につき 14,000円 一の建築物につき 16,000円 一の建築物につ		

300平方メートル未満のもの	き 27,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	一の建築物につき 43,000円
(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	一の建築物につき 68,000円
(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	一の建築物につき 88,000円
(2) 前号の基準に適合するものとして確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築（当該計画変更により同基準への適合審査が新たに生じない建築を除く。）するもの	
ア 一戸建ての住宅	
(イ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	一の建築物につき 7,000円
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	一の建築物につき 8,000円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	
(イ) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	一の建築物につき 13,500円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	一の建築物につき 21,500円
(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	一の建築物につき 34,000円
(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	一の建築物につき 44,000円

5 法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築物に関する完了検査（次項から第7項の2に規定するものを除く。） (1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略]	1件につき <u>1</u> 5,000円 1件につき <u>2</u> 4,000円 1件につき <u>3</u> 4,000円 1件につき <u>3</u> 7,000円 1件につき <u>4</u> 2,000円 [略] [略] [略] [略] [略]
6 法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築物に関する完了検査で、法第7条の3第5項又は第18条第30項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物を含むもの（次項及び第7項の2に規定するものを除く。） (1)～(3) [略] (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの (6) [略]	[略] 1件につき <u>2</u> 8,000円 1件につき <u>3</u> 6,000円 [略]
5 法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築物に関する完了検査（次項及び第7項に規定するものを除く。） (1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略]	1件につき <u>1</u> 4,000円 1件につき <u>1</u> 7,000円 1件につき <u>2</u> 4,000円 1件につき <u>3</u> 5,000円 [略] [略] [略] [略] [略]
6 法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築物に関する完了検査で、法第7条の3第5項又は第18条第30項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物を含むもの（次項に規定するものを除く。） (1)～(3) [略] (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの (5) [略]	[略] 1件につき <u>3</u> 3,000円 [略]

(7) [略]	[略]	(6) [略]	[略]
(8) [略]	[略]	(7) [略]	[略]
(9) [略]	[略]	(8) [略]	[略]
(10) [略]	[略]	(9) [略]	[略]
7 法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築物に関する完了検査（当該完了検査に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限り、次項に規定するものを除く。）		7 法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築物に関する完了検査（当該完了検査に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに <u>限る。</u> ）	
(1)・(2) [略]	[略]	(1)・(2) [略]	[略]
7の2 法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築物に関する完了検査（完了検査の申請又は通知に係る計画が建築物省エネ法第11条第1項の規定に基づく要確認特定建築行為又は第12条第2項の規定に基づく要通知特定建築行為に係る建築物に関する場合に限る。）	第5項若しくは第6項に規定する建築物に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額又は前項に規定する手数料の額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額		
(1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの	一の建築物につき 3,000円		
(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	一の建築物につき 5,000円		
(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	一の建築物につき 6,000円		
(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	一の建築物につき 7,000円		
(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	一の建築物につき 8,000円		
(6) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	一の建築物につき 11,000円		

ル以下のもの (7) 床面積の合計が 1, 000 平方メートルを超え 2, 000 平方メートル以下のもの (8) 床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超え 10, 000 平方メートル以下のもの (9) 床面積の合計が 10, 000 平方メートルを超え 50, 000 平方メートル以下のもの (10) 床面積の合計が 50, 000 平方メートルを超えるもの	一の建築物につき 16, 000 円 一の建築物につき 41, 000 円 一の建築物につき 66, 000 円 一の建築物につき 133, 000 円		
8・9 [略]		8・9 [略]	
10 法第 7 条の 3 第 4 項又は第 18 条第 29 項の規定による建築物に関する中間検査（次項に規定するものを除く。） (1)～(3) [略] (4) 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以下のもの (5) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略]	[略] 1 件につき <u>27, 000 円</u> <u>1 件につき 33, 000 円</u> [略] [略] [略] [略] [略]	10 法第 7 条の 3 第 4 項又は第 18 条第 29 項の規定による建築物に関する中間検査（次項に規定するものを除く。） (1)～(3) [略] (4) 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略]	[略] 1 件につき <u>31, 000 円</u> [略] [略] [略] [略] [略]
11～68の3 [略]		11～68の3 [略]	
68の4 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（省令第 10 条第 2 号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合する住宅用途を含む建築物の住宅部分の審査に限る。） (1) 一戸建ての住宅 ア 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額 29, 000 円		

イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	33,000円 59,000円 100,000円 175,000円 256,000円		
69 [略]		69 [略]	
70 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。） (1) 次号に掲げるもの以外のもの (2) [略]	次のア及びイに定める額を合計して得た額 ア 第68項各号、第68項の2各号、第68項の3各号、<u>第68項の4各号</u>又は前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 イ [略] [略]	70 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。） (1) 次号に掲げるもの以外のもの (2) [略]	次のア及びイに定める額を合計して得た額 ア 第68項各号、第68項の2各号、第68項の3各号又は前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 イ [略] [略]
71 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下「低炭素建築物新	第68項各号、第68項の2各号、第68項の3各号、<u>第68項の4各号</u>又は	71 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下「低炭素建築物新	第68項各号、第68項の2各号、第68項の3各号又は第69項各号に掲げ

築等計画変更の認定申請」という。)に対する審査(次項に規定するものを除く。)	第69項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の2分の1に相当する額	築等計画変更の認定申請」という。)に対する審査(次項に規定するものを除く。)	る区分に応じ、当該各号に定める額の2分の1に相当する額
72 [略]		72 [略]	
73 <u>建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</u> (1) <u>省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u> ア <u>一戸建ての住宅</u> ⑦ <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> ⑧ <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> イ <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分</u> ⑦ <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> ⑧ <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> ⑨ <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> ⑩ <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u> (2) <u>省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準又は第10条第2号イ(2)及びロ(2)に</u>	<u>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</u> 40,000円 44,000円 80,000円 135,000円 230,000円 330,000円	73 <u>建築物のエネルギー消費性能等の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)</u> <u>第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</u>	<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額</u>

定める基準に適合する
もの

ア 一戸建ての住宅

(7) 床面積の合計が
200平方メート
ル未満のもの 20,000円

(4) 床面積の合計が
200平方メート
ル以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建
築物の住宅部分

(7) 床面積の合計が
300平方メート
ル未満のもの 38,000円

(4) 床面積の合計が
300平方メート
ル以上2,000
平方メートル未満
のもの 66,000円

(7) 床面積の合計が
2,000平方メ
ートル以上5,0
00平方メートル
未満のもの 121,000
円

(4) 床面積の合計が
5,000平方メ
ートル以上のもの 183,000
円

(3) 省令第1条第1項第
2号イ(1)及びロ(1)に定
める基準と同号イ(2)及
びロ(2)に定める基準又
は第10条第2号イ(2)
及びロ(2)に定める基準
を併用するもの

ア 一戸建ての住宅

(7) 床面積の合計が
200平方メート
ル未満のもの 29,000円

(4) 床面積の合計が
200平方メート
ル以上のもの 33,000円

イ 住宅用途を含む建
築物の住宅部分

(7) 床面積の合計が
300平方メート
ル未満のもの 59,000円

(4) 床面積の合計が
300平方メート
ル以上2,000
平方メートル未満 100,000
円

	のもの (7) 床面積の合計が 2,000平方メ ートル以上5,0 00平方メートル 未満のもの (4) 床面積の合計が 5,000平方メ ートル以上のもの (4) 省令第1条第1項第 1号イに定める基準に 適合する同号に規定す る建築物 ア 床面積（市長が別 に定める部分の床面 積を除く。以下この 項、次項第4号及び 第5号並びに第79 項第4号及び第5号 において同じ。）の 合計が300平方メ ートル未満のもの イ～キ [略] (5) 省令第1条第1項第 1号ロに定める基準に 適合する同号に規定す る建築物 ア～キ [略]	175,000 円 256,000 円 [略] [略] [略]		
	74 建築物省エネ法第1 1条第2項又は第12条 第3項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能 適合性判定の申請に対す る審査 (1) 省令第1条第1項第 2号イ(1)及びロ(1)に定 める基準に適合するも の ア 一戸建ての住宅 (7) 床面積の合計が 200平方メート ル未満のもの (4) 床面積の合計が 200平方メート ル以上のもの イ 住宅用途を含む建 築物の住宅部分 (7) 床面積の合計が 300平方メート ル未満のもの	一の建築物ご とに次に掲げる 額を合算して得 た金額 20,000円 22,000円 40,000円		
	(1) 省令第1条第1号イ に定める基準に適合す る同号に規定する建築 物 ア 床面積（市長が別 に定める部分の床面 積を除く。以下この 項、次項及び第80 項において同じ。） の合計が300平方 メートル未満のもの イ～キ [略] (2) 省令第1条第1号ロ に定める基準に適合す る同号に規定する建築 物 ア～キ [略]	[略] [略] [略] [略]		
	74 建築物省エネ法第1 2条第2項又は第13条 第3項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能 適合性判定の申請に対す る審査	次の各号に掲 げる区分に応じ、 当該各号に定め る金額		

(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,500円
(ロ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	115,000円
(ハ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	165,000円
(2) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準又は第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	
ア 一戸建ての住宅	
(イ) 床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	10,000円
(ロ) 床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	11,000円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	
(イ) 床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	19,000円
(ロ) 床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,000円
(ハ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円
(ニ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	91,500円
(3) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準と同号イ(2)及びロ(2)に定める基準又は第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準	

を併用するもの ア 一戸建ての住宅				
(7) 床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	14,500円			
(4) 床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	16,500円			
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分				
(7) 床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	29,500円			
(4) 床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,000円			
(7) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,500円			
(4) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	128,000円			
(4) 省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物		(1) 省令第1条第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物		
ア～キ [略]	[略]	ア～キ [略]	[略]	
(5) 省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する同号に規定する建築物		(2) 省令第1条第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物		
ア～キ [略]	[略]	ア～キ [略]	[略]	
75 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	[略]	75 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	[略]	
(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合		(1) 建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合		
ア～ウ [略]	[略]	ア～ウ [略]	[略]	
(2)・(3) [略]	[略]	(2)・(3) [略]	[略]	
(4) 第1号以外の場合で、				

省令第10条第2号イ (1)及びロ(2)又は同号イ (2)及びロ(1)に定める基 準に適合するもの ア 一戸建ての住宅			
(7) 床面積の合計が 200平方メー トル未満のもの	29,000円		
(4) 床面積の合計が 200平方メー トル以上のもの	33,000円		
イ 住宅用途を含む建 築物の住宅部分			
(7) 床面積の合計が 300平方メー トル未満のもの	59,000円		
(4) 床面積の合計が 300平方メー トル以上2,000 平方メートル未満 のもの	100,000円		
(7) 床面積の合計が 2,000平方メ ートル以上5,0 00平方メートル 未満のもの	175,000円		
(4) 床面積の合計が 5,000平方メ ートル以上のもの	256,000円		
(5) [略]	[略]	(4) [略]	[略]
(6) [略]	[略]	(5) [略]	[略]
76 建築物省エネ法第2 9条第1項の規定に基づ く建築物エネルギー消費 性能向上計画の認定の申 請（建築物省エネ法第3 0条第2項の規定による 申出を伴う申請に限る。 ）に対する審査	[略]	76 建築物省エネ法第3 4条第1項の規定に基づ く建築物エネルギー消費 性能向上計画の認定の申 請（建築物省エネ法第3 5条第2項の規定による 申出を伴う申請に限る。 ）に対する審査	[略]
(1) 次に掲げる区分に応 じそれぞれ次に定める 額		(1) 次に掲げる区分に応 じそれぞれ次に定める 額	
ア 床面積の合計が3 0平方メートル以下 のもの	8,000円	ア 床面積の合計が3 0平方メートル以下 のもの	7,000円
イ 床面積の合計が3 0平方メートルを超 え100平方メー トル以下のもの	20,000円	イ 床面積の合計が3 0平方メートルを超 え100平方メー トル以下のもの	14,000円
ウ 床面積の合計が1	34,000円	ウ 床面積の合計が1	24,000円

<u>00平方メートルを 超え200平方メー トル以下のもの</u> エ 床面積の合計が2 00平方メートルを 超え<u>300平方メー トル以下のもの</u> オ 床面積の合計が3 00平方メートルを 超え<u>500平方メー トル以下のもの</u> カ [略] キ [略] ク [略] ケ [略] コ [略] (2) [略]	<u>36,000円</u> <u>39,000円</u> [略] [略] [略] [略] [略] [略]	00平方メートルを 超え200平方メー トル以下のもの エ 床面積の合計が2 00平方メートルを 超え<u>500平方メー トル以下のもの</u> オ [略] カ [略] キ [略] ク [略] ケ [略] (2) [略]	<u>31,000円</u> [略] [略] [略] [略] [略] [略]
77 建築物省エネ法第3 1条第1項の規定に基づ く建築物エネルギー消費 性能向上計画の変更の認 定の申請に対する審査（ 次項に規定する審査を除 く。） (1) 建築物省エネ法第3 0条第1項各号に掲げ る基準に適合している ことを示す書類が提出 された場合 ア～ウ [略] (2)・(3) [略] (4) 第1号以外の場合で、 省令第10条第2号イ (1)及びロ(2)又は同号イ (2)及びロ(1)に定める基 準に適合するもの ア 一戸建ての住宅 (7) 床面積の合計が <u>200平方メー トル未満のもの</u> (4) 床面積の合計が <u>200平方メー トル以上のもの</u> イ 住宅用途を含む建 築物の住宅部分 (7) 床面積の合計が <u>300平方メー トル未満のもの</u> (4) 床面積の合計が <u>300平方メー トル以上のもの</u>	[略] [略] [略] <u>14,500円</u> <u>16,500円</u> <u>29,500円</u> <u>50,000円</u>	77 建築物省エネ法第3 6条第1項の規定に基づ く建築物エネルギー消費 性能向上計画の変更の認 定の申請に対する審査（ 次項に規定する審査を除 く。） (1) 建築物省エネ法第3 5条第1項各号に掲げ る基準に適合している ことを示す書類が提出 された場合 ア～ウ [略] (2)・(3) [略]	[略] [略] [略]

	ル以上2,000平方メートル未満のもの (7) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの (1) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの (5) [略] (6) [略]	87,500円 128,000円 [略] [略]		
	78 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	[略]		
			(4) [略] (5) [略]	[略] [略]
			78 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	[略]
			79 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 (1) 建築物省エネ法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア 一戸建ての住宅 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 (7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの (4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの (7) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの (1) 床面積の合計が	次に掲げる額を合算して得た金額 5,000円 11,000円 23,000円 52,000円 94,000円

					5,000平方メートル以上のもの	
				ウ	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	
				(7)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,000円
				(4)	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円
				(7)	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,000円
				(2)	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,000円
				(7)	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
				(4)	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000円
				(2)	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000円
				(2)	前号以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	
				ア	一戸建ての住宅	
				(7)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円
				(4)	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,000円
				イ	住宅用途を含む建築物の住宅部分	
				(7)	床面積の合計が	80,000円

					300平方メートル未満のもの	
				(4)	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
				(7)	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円
				(エ)	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	330,000円
				(3)	第1号以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの	
				ア	一戸建ての住宅	
				(7)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
				(4)	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
				イ	住宅用途を含む建築物の住宅部分	
				(7)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
				(4)	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
				(7)	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	121,000円
				(エ)	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
				(4)	第1号以外の場合で、省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	

					ア 床面積の合計が3 00平方メートル未 満のもの	267,000 円
					イ 床面積の合計が3 00平方メートル以 上1,000平方メ ートル未満のもの	334,000 円
					ウ 床面積の合計が1 ,000平方メート ル以上2,000平 方メートル未満のも の	432,000 円
					エ 床面積の合計が2 ,000平方メート ル以上5,000平 方メートル未満のも の	616,000 円
					オ 床面積の合計が5 ,000平方メート ル以上10,000 平方メートル未満の もの	759,000 円
					カ 床面積の合計が1 0,000平方メー トル以上25,00 0平方メートル未満 のもの	898,000 円
					キ 床面積の合計が2 5,000平方メー トル以上のもの	1,024,0 00円
				(5) 第1号以外の場合で、 省令第1条第1項第1 号ロに定める基準に適 合する非住宅用途を含 む建築物の非住宅部分		
					ア 床面積の合計が3 00平方メートル未 満のもの	102,000 円
					イ 床面積の合計が3 00平方メートル以 上1,000平方メ ートル未満のもの	130,000 円
					ウ 床面積の合計が1 ,000平方メート ル以上2,000平 方メートル未満のも の	171,000 円
					エ 床面積の合計が2 ,000平方メート ル以上5,000平	277,000 円

				方メートル未満のもの	
				オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	362,000円
				カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	435,000円
				キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	510,000円
79 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に対する手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額		80 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に対する手数料	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額	
(1) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものの					
ア 一戸建ての住宅					
(7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円				
(4) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円				
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分					
(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	40,000円				
(4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,500円				
(7) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	115,000円				
(5) 床面積の合計が	165,000				

		円			
	5, 0 0 0平方メートル以上のもの				
(2)	省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準又は第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの				
	ア 一戸建ての住宅				
	(7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	10, 000円			
	(4) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	11, 000円			
	イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分				
	(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19, 000円			
	(4) 床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	33, 000円			
	(7) 床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	60, 500円			
	(4) 床面積の合計が5, 000平方メートル以上のもの	91, 500円			
(3)	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準と同号イ(2)及びロ(2)に定める基準又は第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準を併用するもの				
	ア 一戸建ての住宅				
	(7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14, 500円			
	(4) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	16, 500円			
	イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分				
	(7) 床面積の合計が	29, 500円			

<u>300平方メートル未満のもの</u>	
(4) <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>50,000円</u>
(7) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>87,500円</u>
(5) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u>	<u>128,000円</u>
(4) <u>省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物</u> ア～キ [略]	[略]
(5) <u>省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する同号に規定する建築物</u> ア～キ [略]	[略]

備考

- 1 法第6条第1項又は第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。
 - (1) [略]
 - (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）。ただし、第2項の2においては当該建築に係る部分の床面積。
 - (3)・(4) [略]
- 2・3 [略]
- 4 第2項の2において「その他の認定等」とは、次に掲げる認定又は書面の交付をいう。
 - (1) 長期優良住宅法第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定又は品確法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書の交付
 - (2) 都市低炭素化促進法第54条第1項の規

(1) <u>省令第1条第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物</u> ア～キ [略]	[略]
(2) <u>省令第1条第1号ロに定める基準に適合する同号に規定する建築物</u> ア～キ [略]	[略]

備考

- 1 法第6条第1項又は第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。
 - (1) [略]
 - (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
 - (3)・(4) [略]
- 2・3 [略]

定による低炭素建築物新築等計画の認定 <u>(3) 建築物省エネ法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定</u> <u>5</u> [略] <u>6</u> [略] <u>7</u> [略] <u>8</u> <u>第73項第1号イ及び第3号イ、第74項第1号イ及び第3号イ、第75項第1号イ、第2号イ及び第4号イ、第77項第1号イ、第2号イ及び第4号イ、並びに第79項第1号イ及び第3号イにおいて「床面積の合計」とは、省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した場合においては、共用部分の床面積を除いたものとする。</u>	<u>4</u> [略] <u>5</u> [略] <u>6</u> [略] <u>7</u> <u>第75項第1号イ及び第2号イ、第77項第1号イ及び第2号イ並びに第79項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて「床面積の合計」とは、省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した場合においては、共用部分の床面積を除いたものとする。</u>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定（別表第1項（計画を変更して建築物を建築する場合に限る。）、第2項の2（計画を変更して建築物を建築する場合に限る。）、第5項、第6項、第7項の2及び第10項の規定を除く。）は、この条例の施行の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用し、同日前に申請のあった事務に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表第1項（計画を変更して建築物を建築する場合に限る。）、第2項の2（計画を変更して建築物を建築する場合に限る。）、第5項、第6項、第7項の2及び第10項の規定は、この条例の施行の日以後にその工事に着手する建築物に関する事務に係る手数料について適用し、同日前にその工事に着工した建築物に関する事務に係る手数料については、なお従前の例による。

さいたま市条例第 8 号

さいたま市合併振興基金条例を廃止する条例

さいたま市合併振興基金条例（平成 13 年さいたま市条例第 292 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 27 日から施行する。

さいたま市条例第9号

さいたま市文化財保存活用基金条例

(設置)

第1条 文化財の保存及び活用に関する事業の実施に必要な経費の財源に充てるため、さいたま市文化財保存活用基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額で、一般会計歳入歳出予算に計上した額とする。

- (1) 前条の設置目的に対する寄附金額
- (2) 市の積立金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、文化財の保存及び活用に関する事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市条例第10号

さいたま市ゼロカーボン・生物多様性基金条例

(設置)

第1条 ゼロカーボンシティの実現及び生物多様性の保全の推進に関する事業の実施に必要な経費の財源に充てるため、さいたま市ゼロカーボン・生物多様性基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額で、一般会計歳入歳出予算に計上した額とする。

- (1) 前条の設置目的に対する寄附金額
- (2) 市の積立金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、ゼロカーボンシティの実現及び生物多様性の保全の推進に関する事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市条例第11号

さいたま市一般廃棄物処理施設整備基金条例を廃止する条例

さいたま市一般廃棄物処理施設整備基金条例（平成13年さいたま市条例第95号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年3月27日から施行する。

さいたま市条例第12号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第10条　[略] 2　委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難であるときを除き、第8条第2項及び前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3　[略] 4　前3項の規定は、第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する教職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準じる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある教職員（教職員の配偶者で当該子の親であるも	（育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第10条　[略] 2　委員会は、<u>3歳に満たない子</u>のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難であるときを除き、第8条第2項及び前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3　[略] 4　前3項の規定は、第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する教職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準じる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある教職員（教職員の配偶者で当該子の親であるも

のが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前２項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「校務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

のが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第２項中「３歳に満たない子のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「校務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

さいたま市条例第 13 号

さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員退職手当条例（平成 29 年さいたま市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(退職手当の支払の差止め) 第 27 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 教職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>拘禁刑</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) [略] 2～4 [略] 5 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) [略] (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定	(退職手当の支払の差止め) 第 27 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 教職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>禁錮</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) [略] 2～4 [略] 5 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) [略] (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定し

した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第28条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第26条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第29条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第26条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第24条においてその例によることとされるさいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号。以下「市職員退職手当条例」という。）第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第1項及び第31条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条第1項及び第31条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [略]

た日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第28条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第26条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第29条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第26条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第24条においてその例によることとされるさいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号。以下「市職員退職手当条例」という。）第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第1項及び第31条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条第1項及び第31条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [略]

2～6 〔略〕

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第31条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第29条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

5～8 〔略〕

附 則

1～7 〔略〕

(在職期間の通算の特例)

8 施行日以後にこの条例の適用を受けることとなった者（附則第4項の規定の適用を受ける教職員を除く。）で、昭和60年3月31日に日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後教職員となった場合又は同日に日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社（同法第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後教職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当

2～6 〔略〕

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第31条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第29条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

5～8 〔略〕

附 則

1～7 〔略〕

(在職期間の通算の特例)

8 施行日以後にこの条例の適用を受けることとなった者（附則第4項の規定の適用を受ける教職員を除く。）で、昭和60年3月31日に日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後教職員となった場合又は同日に日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社の職員として在職していたものが、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後教職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の

法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

9・10 [略]

11 施行日以後にこの条例の適用を受けることとなった者（附則第4項の規定の適用を受ける教職員を除く。）で、平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職したものが、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて教職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

12 施行日以後にこの条例の適用を受けることとなった者（附則第4項の規定の適用を受ける教職員を除く。）で、旧機関の職員が、第18条第5項に規定する事由によって引き続いて教職員となり、かつ、引き続いて教職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合その他これに類する場合として委員会が定める場合において、その者の教職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、委員会が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

13～31 [略]

日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

9・10 [略]

11 施行日以後にこの条例の適用を受けることとなった者（附則第4項の規定の適用を受ける教職員を除く。）で、平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職したものが、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて教職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

12 施行日以後にこの条例の適用を受けることとなった者（附則第4項の規定の適用を受ける教職員を除く。）で、旧機関の職員が、第18条第5項に規定する事由によって引き続いて教職員となり、かつ、引き続いて教職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合その他これに類する場合として委員会が定める場合において、その者の教職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、委員会が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

13～31 [略]

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、附則第 8 項、第 11 項及び第 12 項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後のさいたま市教職員退職手当条例第 27 条第 1 項及び第 5 項、第 28 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第 31 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

さいたま市条例第 1 4 号

さいたま市立学校設置条例等の一部を改正する条例

(さいたま市立学校設置条例の一部改正)

第 1 条　さいたま市立学校設置条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																												
別表（第 2 条関係） [略] 中学校	別表（第 2 条関係） [略] 中学校																												
<table><tr><th>名</th><th>称</th><th>位</th><th>置</th></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">さいたま市立美園南中 学校</td><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">さいたま市立いろどり 学園中学部</td><td colspan="2">さいたま市浦和区岸 町 6 丁目 1 3 番 1 5 号</td></tr></table>	名	称	位	置	[略]				さいたま市立美園南中 学校		[略]		さいたま市立いろどり 学園中学部		さいたま市浦和区岸 町 6 丁目 1 3 番 1 5 号		<table><tr><th>名</th><th>称</th><th>位</th><th>置</th></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">さいたま市立美園南中 学校</td><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	名	称	位	置	[略]				さいたま市立美園南中 学校		[略]	
名	称	位	置																										
[略]																													
さいたま市立美園南中 学校		[略]																											
さいたま市立いろどり 学園中学部		さいたま市浦和区岸 町 6 丁目 1 3 番 1 5 号																											
名	称	位	置																										
[略]																													
さいたま市立美園南中 学校		[略]																											
[略]	[略]																												

(さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条　さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和 6 年さいたま市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の改正を次のように改める。

別表（第 2 条関係）	
小学校	
名	称
[略]	
さいたま市立美園北 小学校	[略]
さいたま市立大和田 小学校	さいたま市見沼区大 和田町 1 丁目 2 0 0 0 番地

別表（第 2 条関係）	
小学校	
名	称
[略]	
さいたま市立美園北 小学校	[略]

さいたま市立いろどり学園小学部 [略]	さいたま市浦和区岸町6丁目13番15号 [略]
---	---

（さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正）

第3条　さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和5年さいたま市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（学校給食の実施） 第3条　市は、さいたま市立学校設置条例（平成13年さいたま市条例第113号）別表に規定する学校（<u>さいたま市立いろどり学園小学部及びさいたま市立いろどり学園中学部並びに高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を除く。</u>）において、学校給食を実施するものとする。	（学校給食の実施） 第3条　市は、さいたま市立学校設置条例（平成13年さいたま市条例第113号）別表に規定する学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を除く。）において、学校給食を実施するものとする。

附　則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第15号

さいたま市立浦和大里小学校プール使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校教育に支障のない範囲内で、さいたま市立浦和大里小学校のプール（以下「プール」という。）をさいたま市都市公園条例の一部を改正する条例（令和5年さいたま市条例第57号）第2条の規定により廃止された沼影公園屋内プールの機能を代替するための施設としてスポーツ及びレクリエーションの活動のために使用する場合に係る使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 使用料の額は、別表に定める額とする。

2 使用料は、前納とする。ただし、前納をした使用料に不足額が生じた場合は、退場時に精算しなければならない。

(使用料の減免)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、プールの開場日、開場時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分		金額		摘要
通常使用	一般	1 回につき 4 4 0 円		1 専用使用は、通常使用に支障のない場合に限る。 2 幼児の使用については、付添人がある場合に限る。
	児童・生徒	1 回につき 2 2 0 円		
専用使用	一般	1 コース 1 時間につき 6 6 0 円	時間外使用 1 時間につき 6 6 0 円	
	児童・生徒	1 コース 1 時間につき 3 2 0 円	時間外使用 1 時間につき 3 2 0 円	

備考

- 1 「児童・生徒」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに高等学校の生徒並びにこれらの者を中心に構成される法人その他の団体をいい、「一般」とは、児童・生徒及び義務教育諸学校に就学前の幼児以外のものをいう。
- 2 「専用」とは、団体（10人以上の者が合同してプールを使用する者の集団をいう。）が同一のコースを使用する場合をいう。
- 3 市外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、上記の表の金額にそれぞれ当該金額100分の100に相当する額を加えた額とする。
- 4 時間外使用に係る使用料は、プールの使用の許可に係る使用時間を超過した場合に徴収する。この場合において、当該使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 5 使用料は、上記の表の金額から割引をした額をもって市長が発行する回数券により支払うことができる。

さいたま市条例第 16 号

さいたま市民生委員定数条例の一部を改正する条例

さいたま市民生委員定数条例（平成 26 年さいたま市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 4 条の規定に基づき、同法に定める民生委員の定数を <u>1, 476 人</u> とする。	民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 4 条の規定に基づき、同法に定める民生委員の定数を <u>1, 469 人</u> とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

さいたま市条例第 17 号

さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する 条例

(さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条　さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年さい
たま市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の配置の基準) 第 13 条　救護施設には、次に掲げる職員を置かな なければならない。ただし、調理業務の全部を委託 する救護施設にあつては、第 7 号に掲げる職員を 置かないことができる。 (1)～(5)　〔略〕 (6)　栄養士又は管理栄養士 (7)　〔略〕 2　〔略〕	(職員の配置の基準) 第 13 条　救護施設には、次に掲げる職員を置かな なければならない。ただし、調理業務の全部を委託 する救護施設にあつては、第 7 号に掲げる職員を 置かないことができる。 (1)～(5)　〔略〕 (6)　栄養士 (7)　〔略〕 2　〔略〕
(職員の配置の基準) 第 22 条　更生施設には、次に掲げる職員を置かな なければならない。ただし、調理業務の全部を委託 する更生施設にあつては、第 7 号に掲げる職員を 置かないことができる。 (1)～(5)　〔略〕 (6)　栄養士又は管理栄養士 (7)　〔略〕 2　〔略〕	(職員の配置の基準) 第 22 条　更生施設には、次に掲げる職員を置かな なければならない。ただし、調理業務の全部を委託 する更生施設にあつては、第 7 号に掲げる職員を 置かないことができる。 (1)～(5)　〔略〕 (6)　栄養士 (7)　〔略〕 2　〔略〕

(さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条　さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年
さいたま市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、

改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の配置の基準) 第 1 2 条 養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員 5 0 人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士又は <u>管理栄養士</u> との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第 6 号の栄養士又は <u>管理栄養士</u> を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第 7 号の調理員を置かないことができる。 (1)～(5) 〔略〕 (6) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1 以上 (7) 〔略〕 2 ～ 1 1 〔略〕 1 2 第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u> 又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 養護老人ホーム 生活相談員、 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u> 又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u> 又は調理員、事務員その他の従業者 (3) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u> 又は調理員、事務員その他の従業者 (4) 病院 <u>栄養士又は管理栄養士</u> （病床数 1 0 0 以上の病院の場合に限る。） (5) 〔略〕	(職員の配置の基準) 第 1 2 条 養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員 5 0 人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第 6 号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第 7 号の調理員を置かないことができる。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 栄養士 1 以上 (7) 〔略〕 2 ～ 1 1 〔略〕 1 2 第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、 <u>栄養士</u> 又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 養護老人ホーム 生活相談員、 <u>栄養士</u> 又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、 <u>栄養士</u> 又は調理員、事務員その他の従業者 (3) 介護医療院 <u>栄養士</u> 又は調理員、事務員その他の従業者 (4) 病院 <u>栄養士</u> （病床数 1 0 0 以上の病院の場合に限る。） (5) 〔略〕

(さいたま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 さいたま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 2

4年さいたま市条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の配置の基準) 第11条 特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(4) [略] (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (6)・(7) [略] 2～7 [略] (職員の配置の基準) 第45条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(4) [略] (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (6)・(7) [略] 2～8 [略] 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないこ	(職員の配置の基準) 第11条 特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(4) [略] (5) <u>栄養士</u> 1以上 (6)・(7) [略] 2～7 [略] (職員の配置の基準) 第45条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(4) [略] (5) <u>栄養士</u> 1以上 (6)・(7) [略] 2～8 [略] 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないこ

とができる。 (1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者 (3) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 (4) 病院 <u>栄養士又は管理栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。） (5) [略] 10・11 [略] 12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス条例第91条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又はさいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第73号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくはさいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第74号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 13～15 [略]	(1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士</u>、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者 (3) 介護医療院 <u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 (4) 病院 <u>栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。） (5) [略] 10・11 [略] 12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス条例第91条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又はさいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第73号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくはさいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第74号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 13～15 [略]
--	--

（さいたま市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 さいたま市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員配置の基準) 第 1 1 条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が 4 0 人以下又は他の社会福祉施設等の <u>栄養士又は管理栄養士</u> との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第 4 号の <u>栄養士又は管理栄養士</u> を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第 6 号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1 以上 (5)・(6) 〔略〕 2～9 〔略〕 1 0 第 1 項第 4 号の <u>栄養士又は管理栄養士</u> 及び同項第 5 号の事務員のそれぞれのうち 1 人は、常勤でなければならない。 1 1～1 3 〔略〕	(職員配置の基準) 第 1 1 条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が 4 0 人以下又は他の社会福祉施設等の <u>栄養士</u> との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第 4 号の <u>栄養士</u> を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第 6 号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>栄養士</u> 1 以上 (5)・(6) 〔略〕 2～9 〔略〕 1 0 第 1 項第 4 号の <u>栄養士</u> 及び同項第 5 号の事務員のそれぞれのうち 1 人は、常勤でなければならない。 1 1～1 3 〔略〕

（さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第 5 条 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 2 4 年さいたま市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(食事) 第 8 8 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合	(食事) 第 8 8 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合

であって、指定生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第6条 さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年さいたま市条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(食事) 第38条 [略] 2～4 [略] 5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であつて、指定障害者支援施設に <u>栄養士又は管理栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	(食事) 第38条 [略] 2～4 [略] 5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であつて、指定障害者支援施設に <u>栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年さいたま市条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(食事) 第45条 [略] 2・3 [略] 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、生活介護事業所に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	(食事) 第45条 [略] 2・3 [略] 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、生活介護事業所に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(さいたま市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 さいたま市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(食事) 第30条 [略] 2～4 [略] 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であつて、障害者支援施設に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	(食事) 第30条 [略] 2～4 [略] 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であつて、障害者支援施設に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第9条 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。 (1)・(2) [略] (3) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (4)・(5) [略] 2～6 [略] 7 第1項（第1号を除く。）、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 8・9 [略]	第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。 (1)・(2) [略] (3) 栄養士 1以上 (4)・(5) [略] 2～6 [略] 7 第1項（第1号を除く。）、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 8・9 [略]

（さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第10条 さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(従業者の員数) 第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の <u>栄養士又は管理栄養士</u> を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (5)・(6) 〔略〕 2・3 〔略〕 4 第1項各号（第1号を除く。）及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の <u>栄養士又は管理栄養士</u> 及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	(従業者の員数) 第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の <u>栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設に</u> あっては第5号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>栄養士</u> 1以上 (5)・(6) 〔略〕 2・3 〔略〕 4 第1項各号（第1号を除く。）及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の <u>栄養士及び同項第5号の調理員について</u> は、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第11条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第27条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、 <u>栄養士又は管理栄養士</u>	(職員) 第27条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、 <u>栄養士及び調理員を置</u>

及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2～7 [略]

(職員)

第56条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2～7 [略]

(職員)

第66条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として児童福祉施設府令第49条第1項に規定することも家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2・3 [略]

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第80条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

5～11 [略]

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

13～15 [略]

(職員)

かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2～7 [略]

(職員)

第56条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2～7 [略]

(職員)

第66条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として児童福祉施設府令第49条第1項に規定することも家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2・3 [略]

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第80条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

5～11 [略]

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

13～15 [略]

(職員)

第 8 0 条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は<u>管理栄養士</u>、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に^{かくたん}応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。 (1) 児童 4 0 人以下を通わせる施設 <u>栄養士又は管理栄養士</u> (2)～(5) [略] 2～5 [略] (職員) 第 9 0 条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 2～6 [略] (職員) 第 9 8 条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士又は管理栄養士</u>並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童 4 0 人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～6 [略]	第 8 0 条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に^{かくたん}応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。 (1) 児童 4 0 人以下を通わせる施設 <u>栄養士</u> (2)～(5) [略] 2～5 [略] (職員) 第 9 0 条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士及び調理員</u>を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 2～6 [略] (職員) 第 9 8 条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士並びに調理員</u>を置かなければならない。ただし、児童 4 0 人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～6 [略]
--	--

（さいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 1 2 条 さいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和 6 年さいたま市条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第18条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第21条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあつては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 2～4 [略] 附 則 1・2 [略] (職員及び夜間の職員配置に関する経過措置) 3 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、<u>この条例に定める基準</u>により難しいときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準第42条及び第46条の規定を準用する。 4 [略]	(職員) 第18条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第21条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、<u>栄養士及び調理員</u>を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあつては<u>栄養士を、調理業務の全部を委託する施設</u>にあつては調理員を置かないことができる。 2～4 [略] 附 則 1・2 [略] (職員及び夜間の職員配置に関する経過措置) 3 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、<u>この条例で定める規定</u>により難しいときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準第42条及び第46条の規定を準用する。 4 [略]

（さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第13条 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（食事の提供の特例） 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 〔略〕 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 〔略〕 2 〔略〕	（食事の提供の特例） 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 〔略〕 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、<u>献立等</u>について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 〔略〕 2 〔略〕

（さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第14条 さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(従業者の員数) 第135条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス条例第117条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス条例第116条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第152条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にある場合は、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (5)・(6) 〔略〕 2～8 〔略〕	(従業者の員数) 第135条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス条例第117条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス条例第116条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第152条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にある場合は、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 栄養士 1以上 (5)・(6) 〔略〕 2～8 〔略〕
(従業者の員数) 第168条の5 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。	(従業者の員数) 第168条の5 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

- (1)・(2) [略]
(3) 栄養士又は管理栄養士 1以上
(4)・(5) [略]
2～5 [略]

(従業者の員数)

第170条 指定短期入所療養介護の事業を行う者
(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。

)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス条例第154条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス条例第153条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第182条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) [略]

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業

- (1)・(2) [略]
(3) 栄養士 1以上
(4)・(5) [略]
2～5 [略]

(従業者の員数)

第170条 指定短期入所療養介護の事業を行う者
(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。

)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス条例第154条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス条例第153条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第182条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) [略]

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業

所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は<u>管理栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 2 [略]	所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 2 [略]
---	---

（さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第 1 5 条 さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 2 4 年さいたま市条例第 6 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（従業者の員数） 第 1 1 7 条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第 5 節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス条例第 1 3 5 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス条例第 1 3 4 条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第 1 2 7 条において同じ。）の	（従業者の員数） 第 1 1 7 条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第 5 節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス条例第 1 3 5 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス条例第 1 3 4 条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第 1 2 7 条において同じ。）の

数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) [略]

(4) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(5)・(6) [略]

2～8 [略]

(従業者の員数)

第152条の5 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)・(2) [略]

(3) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(4)・(5) [略]

2～5 [略]

(従業員の員数)

第154条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス条例第170条第1項に規定する指定短期入所

数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) [略]

(4) 栄養士 1以上

(5)・(6) [略]

2～8 [略]

(従業者の員数)

第152条の5 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

(1)・(2) [略]

(3) 栄養士 1以上

(4)・(5) [略]

2～5 [略]

(従業員の員数)

第154条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス条例第170条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者

療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス条例第169条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第160条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (3) [略] (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士又は管理栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 2 [略]	をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス条例第169条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第160条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、<u>栄養士及び理学療法士又は作業療法士</u>の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (3) [略] (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 2 [略]
--	---

(さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第16条 さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年さいたま市条例第73号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(従業者の員数) 第 1 5 2 条 [略] 2 ～ 1 2 [略] 1 3 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス条例第 9 1 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス条例第 6 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 1 4 ～ 1 7 [略]	(従業者の員数) 第 1 5 2 条 [略] 2 ～ 1 2 [略] 1 3 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス条例第 9 1 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス条例第 6 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 1 4 ～ 1 7 [略]

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条の規定は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第 18 号

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する 条例等の一部を改正する条例

(さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部改正)

第 1 条　さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年さいたま市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(罰則) 第 48 条　第 42 条に規定する制限又は停止の命令に違反した者は、6 月以下の <u>拘禁刑</u> 又は 50 万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第 48 条　第 42 条に規定する制限又は停止の命令に違反した者は、6 月以下の <u>懲役</u> 又は 50 万円以下の罰金に処する。

(さいたま市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第 2 条　さいたま市心身障害者扶養共済制度条例（平成 14 年さいたま市条例第 95 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(年金の支給停止) 第 12 条　第 10 条第 1 項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当	(年金の支給停止) 第 12 条　第 10 条第 1 項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当

該事由の生じた日の属する月の翌月から当該事由の消滅した日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止する。 (1) [略] (2) <u>拘禁刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) [略]	該事由の生じた日の属する月の翌月から当該事由の消滅した日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止する。 (1) [略] (2) <u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) [略]
--	---

(さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(罰則) 第26条 第21条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第26条 第21条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は20万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

さいたま市条例第 19 号

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成 13 年さいたま市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
(名称及び位置等) 第 2 条 センターを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>障害児総合療育施設</td><td>さいたま市西区三橋 6 丁目 1 5 8 7 番地</td></tr><tr><td>障害者福祉施設みのり園</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> 2 ～ 4 [略]	名称	位置	障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋 6 丁目 1 5 8 7 番地	障害者福祉施設みのり園		[略]		(名称及び位置等) 第 2 条 センターを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>障害児総合療育施設</td><td>さいたま市西区三橋 6 丁目 1 5 8 7 番地 (児童発達支援センターについては、さいたま市西区三橋 6 丁目 1 4 5 0 番地 1)</td></tr><tr><td>障害者福祉施設みのり園</td><td>さいたま市西区三橋 6 丁目 1 4 5 0 番地 1</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> 2 ～ 4 [略]	名称	位置	障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋 6 丁目 1 5 8 7 番地 (児童発達支援センターについては、さいたま市西区三橋 6 丁目 1 4 5 0 番地 1)	障害者福祉施設みのり園	さいたま市西区三橋 6 丁目 1 4 5 0 番地 1	[略]	
名称	位置																
障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋 6 丁目 1 5 8 7 番地																
障害者福祉施設みのり園																	
[略]																	
名称	位置																
障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋 6 丁目 1 5 8 7 番地 (児童発達支援センターについては、さいたま市西区三橋 6 丁目 1 4 5 0 番地 1)																
障害者福祉施設みのり園	さいたま市西区三橋 6 丁目 1 4 5 0 番地 1																
[略]																	

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

さいたま市条例第20号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給付金として支払を受けた金銭の管理） 第16条 <u>乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設府令」という。）第12条の2に規定すること</u>も家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 (1)～(4) 〔略〕 （乳児院の長の資格等） 第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第22条の2第1項に規定すること<u>も</u>家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第22条の2第1項第4号に規定すること<u>も</u>家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの ア 法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）と	（給付金として支払を受けた金銭の管理） 第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設府令」という。）第12条の2に規定すること<u>も</u>家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 (1)～(4) 〔略〕 （乳児院の長の資格等） 第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第22条の2第1項に規定すること<u>も</u>家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第22条の2第1項第4号に規定すること<u>も</u>家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの ア 法第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）と

なる資格を有する者にあつては、相談援助業務（<u>法第13条第3項第3号</u>に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間 イ・ウ　〔略〕 2　〔略〕 （児童自立支援施設の長の資格等） 第99条　児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条</u>に規定する<u>人材育成センター</u>（以下この条において「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2)　〔略〕 (3)　児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に5年以上（<u>人材育成センター</u>が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（次号において「講習課程」という。）を修了した者にあつては、3年以上）従事した者 (4)　市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が5年以上（<u>人材育成センター</u>が行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上）であるもの ア～ウ　〔略〕 2　〔略〕	なる資格を有する者にあつては、相談援助業務（<u>法第13条第3項第2号</u>に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間 イ・ウ　〔略〕 2　〔略〕 （児童自立支援施設の長の資格等） 第99条　児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条</u>に規定する<u>児童自立支援専門員養成所</u>（以下この条において「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2)　〔略〕 (3)　児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に5年以上（<u>養成所</u>が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（次号において「講習課程」という。）を修了した者にあつては、3年以上）従事した者 (4)　市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が5年以上（<u>養成所</u>が行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上）であるもの ア～ウ　〔略〕 2　〔略〕
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第21号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例及びさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一
部を改正する条例

(さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条
例の一部改正)

第1条 さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例(平成26年さいたま市条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年さいたま市条例第55号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。 <u>第42条第3項</u> において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。 <u>第42条第3項</u> において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。	第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年さいたま市条例第55号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。 <u>第42条第3項第1号</u> において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。 <u>第42条第3項第1号</u> において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。
2 [略]	2 [略]
(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協	(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協

力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2)・(3) [略]

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2)・(3) [略]

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。 (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) [略] <u>6</u> [略] <u>7</u> [略] <u>8</u> [略] <u>9</u> [略] <u>10</u> [略] <u>11</u> [略] 附 則 1～4 [略] （連携施設に関する経過措置） 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市長が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) [略] <u>4</u> [略] <u>5</u> [略] <u>6</u> [略] <u>7</u> [略] <u>8</u> [略] <u>9</u> [略] 附 則 1～4 [略] （連携施設に関する経過措置） 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市長が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
---	---

（さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（保育所等との連携）	（保育所等との連携）

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2)・(3) [略]

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2)・(3) [略]

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

<u>との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> (2) [略] <u>6 [略]</u> <u>7 [略]</u> 附 則 1・2 [略] (連携施設に関する経過措置) 3 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 4～9 [略]	<u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) [略] <u>4 [略]</u> <u>5 [略]</u> 附 則 1・2 [略] (連携施設に関する経過措置) 3 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 4～9 [略]
--	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市条例第 22 号

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童クラブ条例（平成 13 年さいたま市条例第 178 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立 宮原放課後児 童クラブ	さいたま市北区 宮原町 4 丁目 6 <u>6 番地 13</u>	[略]	さいたま市立 宮原放課後児 童クラブ	さいたま市北区 宮原町 4 丁目 1 <u>02 番地 6</u>	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

さいたま市条例第23号

さいたま市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。

）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（次条から第4条までにおいて「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、さいたま市社会福祉審議会条例（平成15年さいたま市条例第12号）に基づくさいたま市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護

者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに

関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられ

ていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(7) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(4) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（一般型乳児等通園支援事業所の職員）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とす

る。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（一般型乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第66号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）

- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年条例第24号）に定める基準
- (3) 幼保連携型認定こども園　さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第51号）に定める基準
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所　さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第55号）に定める基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条　第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

（電磁的記録）

第27条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附　則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市条例第 2 4 号

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 8 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（国民健康保険運営協議会） 第 2 条 〔略〕 2 協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。 (1) 被保険者を代表する委員 <u>4 人</u> (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>4 人</u> (3) 公益を代表する委員 <u>4 人</u> (4) <u>被用者保険等保険者（国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 条第 1 項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 1 人</u>	（国民健康保険運営協議会） 第 2 条 〔略〕 2 協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。 (1) 被保険者を代表する委員 <u>8 人</u> (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>8 人</u> (3) 公益を代表する委員 <u>8 人</u>

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市条例第25号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（基礎課税額に係る所得割額） 第4条 前条第2項の所得割額は、国保課税被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第8条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>10分の7.13</u>を乗じて算定する。 2 [略]	（基礎課税額に係る所得割額） 第4条 前条第2項の所得割額は、国保課税被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第8条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>10分の7.01</u>を乗じて算定する。 2 [略]
（基礎課税額に係る被保険者均等割額） 第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>3万8,300円</u>とする。	（基礎課税額に係る被保険者均等割額） 第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>3万5,000円</u>とする。
（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額） 第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>1万3,500円</u>とする。	（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額） 第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>1万2,200円</u>とする。
（介護納付金課税額に係る被保険者均等割額） 第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万4,600円</u>とする。	（介護納付金課税額に係る被保険者均等割額） 第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万3,400円</u>とする。
（国民健康保険税の減額） 第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税	（国民健康保険税の減額） 第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税

義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 26,810円
- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について

義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 24,500円
- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について

9, 450円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者1人について 10, 220円

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に29万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 19, 150円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6, 750円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者1人について 7, 300円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に54万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 7, 660円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 2, 700円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者1人について 2, 920円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に

8, 540円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者1人について 9, 380円

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に29万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 17, 500円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6, 100円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者1人について 6, 700円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に54万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 7, 000円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 2, 440円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者1人について 2, 680円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5, 745円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9, 575円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 15, 320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19, 150円

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2, 025円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3, 375円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5, 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6, 750円

3・4 [略]

（保険税の減免）

第24条 [略]

2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、国民健康保険税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(4) [略]

3 [略]

附 則

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5, 250円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8, 750円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14, 000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 17, 500円

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1, 830円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3, 050円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4, 880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6, 100円

3・4 [略]

（保険税の減免）

第24条 [略]

2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

3 [略]

附 則

1～7 [略] (病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例) 8 <u>高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条に規定する政令で定める日までの間、第3条第1項中「後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下この項において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。</u> 9～26 [略]	1～7 [略] (病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例) 8 <u>平成36年3月31日までの間、第3条第1項中「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下この項において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。</u> 9～26 [略]
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

さいたま市条例第 26 号

さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例を廃止する条例

さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例（平成 14 年さいたま市条例第 104 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 5 月 26 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前のさいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例（以下「廃止前の条例」という。）第 8 条第 2 項及び第 3 項並びに第 24 条の規定による命令を受けた者に係る廃止前の条例第 26 条及び第 27 条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に廃止前の条例第 21 条第 1 項の規定による指定がされている区域に係る廃止前の条例第 22 条及び第 23 条並びに当該区域において土砂のたい積を行っている者に係る廃止前の条例第 26 条及び第 27 条の規定の適用については、当該指定の期間が満了する日又は廃止前の条例第 23 条第 1 項の規定による指定の解除があった日までの間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為及び前 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（さいたま市景観条例の一部改正）

- 5 さいたま市景観条例（平成 22 年さいたま市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(届出を要する行為等) 第 1 5 条 法第 1 6 条第 1 項第 4 号の条例で定める行為は、景観法施行令第 4 条第 4 号に掲げる行為<u>(埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積(製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。)</u>を除く。)とする。 2 ～ 4 [略]	(届出を要する行為等) 第 1 5 条 法第 1 6 条第 1 項第 4 号の条例で定める行為は、景観法施行令第 4 条第 4 号に掲げる行為<u>(さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例(平成 1 4 年さいたま市条例第 1 0 4 号) 第 2 条第 4 号に規定する土砂のたい積を除く。)</u>とする。 2 ～ 4 [略]

さいたま市条例第 27 号

さいたま市生活環境の保全に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部改正)

第 1 条　さいたま市生活環境の保全に関する条例（平成 20 年さいたま市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 125 条　第 44 条、第 48 条第 1 項（ばい煙又は汚水等に係るものに限る。）、第 78 条第 1 項又は第 84 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 100 万円以下の罰金に処する。	第 125 条　第 44 条、第 48 条第 1 項（ばい煙又は汚水等に係るものに限る。）、第 78 条第 1 項又は第 84 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は 100 万円以下の罰金に処する。
第 126 条　第 47 条第 5 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 50 万円以下の罰金に処する。	第 126 条　第 47 条第 5 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は 50 万円以下の罰金に処する。
第 127 条　次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の <u>拘禁刑</u> 又は 50 万円以下の罰金に処する。 (1)～(4)　〔略〕 2　過失により、前項第 1 号の罪を犯した者は、3 月以下の <u>拘禁刑</u> 又は 30 万円以下の罰金に処する。 3　〔略〕	第 127 条　次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の <u>懲役</u> 又は 50 万円以下の罰金に処する。 (1)～(4)　〔略〕 2　過失により、前項第 1 号の罪を犯した者は、3 月以下の <u>禁錮</u> 又は 30 万円以下の罰金に処する。 3　〔略〕
第 128 条　第 47 条第 2 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 57 条第 3 項の規定による命令に違反した者又は第 57 条第 4 項の規定に違反した者は、6 月以下の <u>拘禁刑</u> 又は 30 万円以下の罰金に処する。	第 128 条　第 47 条第 2 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 57 条第 3 項の規定による命令に違反した者又は第 57 条第 4 項の規定に違反した者は、6 月以下の <u>懲役</u> 又は 30 万円以下の罰金に処する。
第 129 条　第 40 条第 1 項（ばい煙又は汚水等に係るものに限る。）又は第 42 条第 1 項（ばい煙又は汚水等に係るものに限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3 月以下の <u>拘禁刑</u> 又は 30 万円以下の罰金に処する。	第 129 条　第 40 条第 1 項（ばい煙又は汚水等に係るものに限る。）又は第 42 条第 1 項（ばい煙又は汚水等に係るものに限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3 月以下の <u>懲役</u> 又は 30 万円以下の罰金に処する。

(さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例の一部改正)

第2条　さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和5年さいたま市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（許可の基準等） 第9条　市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号（同条第4項の更新の場合にあつては、第1号及び第2号）のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条第1項の許可をしてはならない。 (1)　〔略〕 (2)　前条第1項の許可に係る申請をした事業者（以下「申請者」という。）が、次のいずれにも該当しないこと。 ア　〔略〕 イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ウ～ス　〔略〕 (3)　〔略〕 2・3　〔略〕 （罰則） 第27条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(4)　〔略〕 第28条　第9条第3項（第11条第2項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、第10条第1項及び第2項並びに第15条第1項の基準に適合していると認められる前に、屋外保管事業場を使用した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	（許可の基準等） 第9条　市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号（同条第4項の更新の場合にあつては、第1号及び第2号）のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条第1項の許可をしてはならない。 (1)　〔略〕 (2)　前条第1項の許可に係る申請をした事業者（以下「申請者」という。）が、次のいずれにも該当しないこと。 ア　〔略〕 イ　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ウ～ス　〔略〕 (3)　〔略〕 2・3　〔略〕 （罰則） 第27条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(4)　〔略〕 第28条　第9条第3項（第11条第2項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、第10条第1項及び第2項並びに第15条第1項の基準に適合していると認められる前に、屋外保管事業場を使用した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正)

第3条　さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例（平成14年さいたま市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(罰則) 第18条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3)　〔略〕	(罰則) 第18条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3)　〔略〕

(さいたま市消防団条例の一部改正)

第4条　さいたま市消防団条例（平成13年さいたま市条例第282号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(欠格条項) 第6条　次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 〔略〕 (分限等) 第7条　〔略〕 2　消防団員は、次の各号のいずれかに該当すると	(欠格条項) 第6条　次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 〔略〕 (分限等) 第7条　〔略〕 2　消防団員は、次の各号のいずれかに該当すると

きは、その身分を失う。 (1) <u>前条第1号</u> に該当するとき。 (2) [略]	きは、その身分を失う。 (1) <u>前条各号（第3号を除く。）のいずれかに</u> 該当するとき。 (2) [略]
---	--

（さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第5条 さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成13年さいたま市条例第284号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（退職報償金支給の制限） 第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) [略]	（退職報償金支給の制限） 第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第4条中第7条第2項の改正は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

さいたま市条例第 28 号

さいたま市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和 5 年さいたま市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（職員配置の基準） 第 9 条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第 3 号の職員を置かないことができる。 (1)・(2) 〔略〕 (3) <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員 1 以上 (4)～(6) 〔略〕 2 〔略〕	（職員配置の基準） 第 9 条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第 3 号の職員を置かないことができる。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 栄養士又は調理員 1 以上 (4)～(6) 〔略〕 2 〔略〕

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市条例第 29 号

さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例

さいたま市屋外広告物条例（平成 14 年さいたま市条例第 109 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(罰則) 第 33 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 50 万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) [略]	(罰則) 第 33 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は 50 万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

さいたま市条例第30号

さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例

さいたま市都市公園条例（平成13年さいたま市条例第244号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第1条の6関係）		別表第1（第1条の6関係）	
1 園路及び 広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「高齢者移動等円滑化法施行令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者移動等円滑化法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び高齢者移動等円滑化法施行令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 〔略〕	1 園路及び 広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「高齢者移動等円滑化法施行令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者移動等円滑化法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び高齢者移動等円滑化法施行令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 〔略〕

2～8 〔略〕

2～8 〔略〕

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

さいたま市条例第 3 1 号

さいたま市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市下水道事業の設置等に関する条例（平成 1 6 年さいたま市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(経営の基本) 第 4 条 〔略〕 2 排水区域面積は、 <u>1 万 4, 8 1 1 ヘクタール</u> とする。 3 排水人口は、 <u>1 3 0 万 2 0 0 人</u> とする。 4 1 日最大処理能力は、 <u>6 0 万 3, 9 6 0 立方メートル</u> とする。	(経営の基本) 第 4 条 〔略〕 2 排水区域面積は、 <u>1 万 6, 7 6 3 ヘクタール</u> とする。 3 排水人口は、 <u>1 1 0 万 4, 0 0 0 人</u> とする。 4 1 日最大処理能力は、 <u>5 5 万 8, 4 0 0 立方メートル</u> とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市条例第 3 2 号

さいたま市消防団条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 8 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(消防団員の報酬) 第 1 4 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 出動報酬は、消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合において、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。 (1) 災害の職務 <u>1 日につき 8, 0 0 0 円</u> (2) 前号の職務以外の職務 1 回につき <u>3, 5 0 0 円</u> 5 <u>前項第 1 号に掲げる職務に従事した時間が 1 日につき 7 時間 4 5 分を超える場合は、その超過時間 4 時間までごとに 4, 0 0 0 円を同号に定める額に加算して支給する。</u> 6 <u>第 4 項第 1 号及び前項に規定する職務への 1 回の従事が、従事を開始した日から翌日以後にわたる場合、当該翌日以後にわたり従事した時間は、職務への従事を開始した日のものとみなす。</u> 7 第 4 項第 2 号に掲げる職務の 1 回の従事時間が 4 時間を超える場合は、 <u>3, 5 0 0 円</u> を同号に定める額に加算して支給する。 8 〔略〕	(消防団員の報酬) 第 1 4 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 出動報酬は、消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合において、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。 (1) 災害の職務 <u>1 回につき 4, 0 0 0 円</u> (2) 前号の職務以外の職務 1 回につき <u>3, 0 0 0 円</u> 5 <u>前項第 1 号に掲げる職務の 1 回の従事時間が 4 時間を超える場合は、その超過時間 4 時間までごとに 4, 0 0 0 円を同号に定める額に加算して支給する。</u> 6 第 4 項第 2 号に掲げる職務の 1 回の従事時間が 4 時間を超える場合は、 <u>3, 0 0 0 円</u> を同号に定める額に加算して支給する。 7 〔略〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市消防団条例第 1 4 条の規定は、この条例の施

行の日以後の出動に係る出動報酬について適用し、同日前の出動に係る出動報酬については、なお従前の例による。

さいたま市条例第 33 号

さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団員等公務災害補償条例（平成 13 年さいたま市条例第 283 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（補償基礎額） 第 5 条　〔略〕 2　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1）　〔略〕 （2）　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1 万 4,500 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3　次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号に該当する扶養親族については 1 人につき <u>100 円</u>を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき <u>383 円</u>を、<u>第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 （1）～（6）　〔略〕 4　扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の	（補償基礎額） 第 5 条　〔略〕 2　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1）　〔略〕 （2）　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1 万 4,200 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3　次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号又は第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき <u>217 円</u>を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき <u>333 円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 （1）～（6）　〔略〕 4　扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の

最初の４月１日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、１６７円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第５条関係）

補償基礎額表

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	12,900 円	13,700 円	14,500 円
分団長及び副分団長	11,300 円	12,100 円	12,900 円
部長、班長及び団員	9,700 円	10,500 円	11,300 円

備考 [略]

最初の４月１日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、１６７円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第５条関係）

補償基礎額表

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	12,500 円	13,350 円	14,200 円
分団長及び副分団長	10,800 円	11,650 円	12,500 円
部長、班長及び団員	9,100 円	9,950 円	10,800 円

備考 [略]

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後のさいたま市消防団員等公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）第５条第２項及び第３項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた改正後の条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る改正後の条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

さいたま市条例第 3 4 号

さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 8 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前		
別表（第 2 条関係） 退職報償金支給額表				別表（第 2 条関係） 退職報償金支給額表		
階級	勤務年数			階級	勤務年数	
	[略]	3 0 年以上 3 5 年未満	3 5 年以上		[略]	3 0 年以上
団長	[略]	[略]	1, 079, 000 円	団長	[略]	[略]
副団長			1, 009, 000 円	副団長		
分団長			949, 000 円	分団長		
副分団長			909, 000 円	副分団長		
部長及び班長			834, 000 円	部長及び班長		
団員			789, 000 円	団員		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

さいたま市条例第35号

さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年さいたま市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 [略] 2・3 [略] 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会局（さいたま市議会議会局設置条例（平成20年さいたま市条例第21号）第1条に規定する議会局をいう。以下同じ。）の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）第2条第2号に規定する行政情報（以下「行政情報」という。）に記録されているものに限る。 5～9 [略] 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第14条第5項において「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 [略] (利用及び提供の制限) 第14条 [略] 2～4 [略] 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	(定義) 第2条 [略] 2・3 [略] 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会局（さいたま市議会議会局設置条例（平成20年さいたま市条例第21号）第1条に規定する議会局をいう。以下同じ。）の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政情報（以下「行政情報」という。）に記録されているものに限る。 5～9 [略] 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 [略] (利用及び提供の制限) 第14条 [略] 2～4 [略] 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第31条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第40条第1項第1号	[略]	第14条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
[略]		

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第19条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) [略]

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準じる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ [略]

(2)・(3) [略]

3 [略]

（開示請求権）

第20条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

[略]		
第40条第1項第1号	[略]	第14条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
[略]		

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第19条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) [略]

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準じる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ [略]

(2)・(3) [略]

3 [略]

（開示請求権）

第20条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第50条において「開示請求」という。）をすること

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第29条 [略]

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第26条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) [略]

3 [略]

(訂正請求権)

第33条 [略]

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 [略]

(訂正請求の手続)

第34条 [略]

2 [略]

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第40条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) [略]

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 [略]

(利用停止請求の手続)

第41条 [略]

2 [略]

ができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第29条 [略]

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第26条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) [略]

3 [略]

(訂正請求権)

第33条 [略]

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第50条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 [略]

(訂正請求の手続)

第34条 [略]

2 [略]

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第40条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) [略]

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第50条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 [略]

(利用停止請求の手続)

第41条 [略]

2 [略]

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第50条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。 第55条 職員若しくは職員であった者、第10条第2項若しくは第17条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 第56条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 第57条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第50条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。 第55条 職員若しくは職員であった者、第10条第2項若しくは第17条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第56条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第57条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
---	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第4項の改正、同条第10項の改正（「以下」を「第14条第5項において」に改める部分に限る。）、第14条第5項の改正（「及び第31条」を削

る部分に限る。)並びに第19条第1項及び第2項、第20条第1項及び第2項、第29条第2項、第33条第2項、第34条第3項、第40条第1項及び第2項、第41条第3項並びに第50条の改正 公布の日

- (2) 第2条第10項の改正(「以下」を「第14条第5項において」に改める部分を除く。)及び第14条第5項の改正(「及び第31条」を削る部分を除く。)

令和7年4月1日

- (3) 第55条から第57条までの改正及び次項の規定 令和7年6月1日

(経過措置)

- 2 前項第3号に掲げる規定の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

さいたま市条例第36号

さいたま市市税条例の一部を改正する条例

さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（種別割の税率） 第91条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオに掲げるものを除く。</u>） 年額2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円 <u>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円</u> <u>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円</u> <u>オ</u> [略] (2)・(3) [略]	（種別割の税率） 第91条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円 <u>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円</u> <u>エ</u> [略] (2)・(3) [略]
（種別割の減免） 第96条 [略] 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前年度において前項の規定によって	（種別割の減免） 第96条 [略] 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前年度において前項の規定により軽自動

軽自動車税の減免を受けた軽自動車等について、引き続き減免すべき事由が明らかであると市長が認めたときは、当該申請書の提出があったものとみなす。

(1) 軽自動車等の種別

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3) 主たる定置場

(4) 原動機の型式

(5) 原動機の総排気量又は定格出力（第91条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）

(6) 用途

(7) 形状

(8) 車両番号又は標識番号

(9) 〔略〕

3 〔略〕

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第97条 〔略〕

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号

車税の減免を受けた軽自動車等について、引き続き減免すべき事由が明らかであると市長が認めたときは、当該申請書の提出があったものとみなす。

(1) 軽自動車等の所有者等の氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地）

(2) 車両番号又は標識番号

(3) 主たる定置場の位置

(4) 排気量、型式、種別、用途及び形状

(5) 〔略〕

3 〔略〕

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第97条 〔略〕

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前年

カード（同条第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前年度において前項第１号の規定により軽自動車税の減免を受けた軽自動車等について、引き続き減免すべき事由が明らかであると市長が認めたときは、当該申請書の提出があったものとみなす。 (1)～(4) 〔略〕 (5) 運転免許証又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合には、その条件 (6) 〔略〕 <u>３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>４</u> 〔略〕 <u>５</u> 〔略〕 附 則 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第１９条 〔略〕 ２～１３ 〔略〕 <u>１４ 市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。</u> <u>１５</u> 〔略〕 <u>１６</u> 〔略〕	度において前項第１号の規定により軽自動車税の減免を受けた軽自動車等について、引き続き減免すべき事由が明らかであると市長が認めたときは、当該申請書の提出があったものとみなす。 (1)～(4) 〔略〕 (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合には、その条件 (6) 〔略〕 <u>３</u> 〔略〕 <u>４</u> 〔略〕 附 則 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第１９条 〔略〕 ２～１３ 〔略〕 <u>１４</u> 〔略〕 <u>１５</u> 〔略〕
--	---

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第９７条の改正は、

公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後のさいたま市市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 改正後の条例第91条第1号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

さいたま市条例第 3 7 号

さいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(さいたま市国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市国民健康保険税条例（平成 1 4 年さいたま市条例第 2 8 号）の
一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(課税額) 第 3 条 〔略〕 2 前項第 1 号の基礎課税額は、国保課税被保険者 （前条第 1 項の世帯主及びその世帯に属する国民 健康保険の被保険者並びに前条第 2 項の世帯主に 係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。 以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険 者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額 が <u>6 6 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>6 6 万円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、 国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被 保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合 算額が <u>2 6 万円</u> を超える場合には、後期高 齢者支援金等課税額は、 <u>2 6 万円</u> とする。 4 〔略〕	(課税額) 第 3 条 〔略〕 2 前項第 1 号の基礎課税額は、国保課税被保険者 （前条第 1 項の世帯主及びその世帯に属する国民 健康保険の被保険者並びに前条第 2 項の世帯主に 係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。 以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険 者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額 が <u>6 5 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>6 5 万円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、 国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被 保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合 算額が <u>2 4 万円</u> を超える場合には、後期高 齢者支援金等課税額は、 <u>2 4 万円</u> とする。 4 〔略〕

(さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 7 年さいたま市
条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条の改正を次のように改める。

(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第 2 1 条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税 義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3 条第 2 項本文の基礎課税額から当該各号アに掲 げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 6 万円</u> を超える場合には、 <u>6 6 万円</u> ）及び同条	第 2 1 条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税 義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3 条第 2 項本文の基礎課税額から当該各号アに掲 げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 5 万円</u> を超える場合には、 <u>6 5 万円</u> ）及び同条

第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 26,810円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 9,450円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 10,220円

第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 24,500円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 8,540円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 9,380円

(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に30万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 19,150円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6,750円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 7,300円

(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に56万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 7,660円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 2,700円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 2,920円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に

(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に29万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 17,500円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6,100円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 6,700円

(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に54万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 7,000円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 2,440円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 2,680円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に

規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5, 745円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9, 575円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 15, 320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19, 150円

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2, 025円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3, 375円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5, 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6, 750円

3・4 [略]

規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5, 250円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8, 750円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14, 000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 17, 500円

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1, 830円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3, 050円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4, 880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6, 100円

3・4 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。